

長浜市健康づくり推進協議会 心の健康専門部会開催要領

1. 目的

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、長浜市健康づくり推進協議会 心の健康専門部会（以下「心の健康専門部会」）を開催する。

2. 協議事項

心の健康専門部会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1）自殺対策のための連携強化及び情報交換に関する事。
- （2）自殺対策の推進に関する事。
- （3）その他必要と認められる事項に関する事。

3. 委員

次に掲げる団体又は関係行政機関から選出された者を健康づくり推進協議会長が指名する。

- （1）学識経験者
- （2）社団法人湖北医師会（精神科医師）
- （3）長浜赤十字病院（精神科ソーシャルワーカー）
- （4）市立長浜病院（産婦人科助産師）
- （5）湖北健康福祉事務所（長浜保健所精神保健担当）
- （6）商工労働機関
- （7）長浜警察署（生活安全課）
- （8）長浜市小中学校教育研究会養護教諭部会
- （9）長浜市民生委員児童委員協議会
- （10）長浜市社会福祉協議会

4. 任期

自殺対策に関する調査審議が終了する日までとする。